

◎健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
 ○健康保険法等の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>（健康保険法の一部改正）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十三条第二項に次の一号を加える。</p> <p>六 要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との有効成分の同一性及び分量、用法、用量、効能、効果等の観点からみた代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）</p> <p>第六十三条に次の一項を加える。</p> <p>8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、療養を受ける者の必要かつ適切な受診が抑制されることがない</p>	<p>（健康保険法の一部改正）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十三条第二項に次の一号を加える。</p> <p>六 要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）</p> <p>第六十三条に次の一項を加える。</p> <p>8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者</p>

ようにするものとし、かつ、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第百十五条第二項中「事項は」の下に「、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「事項は」の下に「、高額療養費の制度が

の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第百十五条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつ

医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項中「事項は」の下に「、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与え

て継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

る影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたつて継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項に次の一号を加える。

六 要指導医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。)  
又は一般用医薬品(同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。)  
との有効成分の同一性及び分量、用法、用量、効能、効果等の観点からみた代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な後期高齢者医療給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を後期高齢者医療給付の対象とし、一部を厚生労働大臣が定めるもの(以下「一部保険外療養」として厚生労働大臣が定めるもの(以下「一部保険外療養」と

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項に次の一号を加える。

六 要指導医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。)  
又は一般用医薬品(同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。)  
との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な後期高齢者医療給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を後期高齢者医療給付の対象とし、一部を厚生労働大臣が定めるもの(以下「一部保険外療養」という。)

いう。)

第六十四条に次の一項を加える。

8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、療養を受ける者の必要かつ適切な受診が抑制されることがないようにするものとし、かつ、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第八十四条第二項中「事項は」の下に「、高額療養費の制度が後期高齢者医療制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六十四条に次の一項を加える。

8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

第八十四条第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二第二項中「事項は」の下に「、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たつては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたつて継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第二項中「事項は」の下に「、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くこ

第十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第二項中「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」を加える。

とのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 一 〔略〕

二 第一条中健康保険法第百十五条第二項の改正規定及び第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定（これらの改正規定のうち「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加える部分中「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」に係る部分に限る。）並びに第五条中国民健康保険

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 一 〔略〕

二 第一条中健康保険法第百十五条第二項の改正規定、第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定、第五条中国民健康保険法第五十七条の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十一条中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定

法第五十七条の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十一条中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定（これらの改正規定のうち「家計」の下に「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加える部分中「、とりわけ長期にわたつて継続的に療養を受ける者の家計」に係る部分に限る。） 令和八年八月一日

三・四 〔略〕

五 第一条中健康保険法第一百五十五条第二項の改正規定、第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定、第五条中国民健康保険法第五十七条の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十一条中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定（これらの改正規定中第二号に掲げる改正規定を除く。） 令和九年八月一日

六 〔略〕

七 第二条、第四条及び第六条の規定、第七条中地方税法第七百三条の四第一項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号ニの改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第四百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項第

令和八年八月一日

三・四 〔略〕

〔新設〕

五 第二条、第四条及び第六条の規定、第七条中地方税法第七百三条の四第一項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号ニの改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律の目次の改正規定、同法第四百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項第

六 〔略〕

一号から第四号まで、第四章第四節第五款の款名、第二百二十四条の二（見出しを含む。）、第二百二十四条の三（見出しを含む。）、第二百二十四条の四（見出しを含む。）、第二百二十四条の五（見出しを含む。）、第二百二十四条の六（見出しを含む。）、第二百二十四条の七第一項、第二百二十四条の八、第二百二十四条の九、第二百三十四条第二項、第二百三十九条第一項第三号、第四百二十二条、第四百四十六条第三項並びに第四百四十八条の改正規定並びに同法附則第十五条を削る改正規定、第十条の規定（第二号、第四号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定（第二号、第四号及び第五号）に掲げる改正規定を除く。）並びに第十二条、第十五条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十二條、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十二条から第三十五条まで及び第三十七条の規定、附則第三十九条中地方自治法別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十二の三の項の改正規定並びに同法別表第二及び別表第四の改正規定、附則第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十八条中医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第六條の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定並び

一号から第四号まで、第四章第四節第五款の款名、第二百二十四条の二（見出しを含む。）、第二百二十四条の三（見出しを含む。）、第二百二十四条の四（見出しを含む。）、第二百二十四条の五（見出しを含む。）、第二百二十四条の六（見出しを含む。）、第二百二十四条の七第一項、第二百二十四条の八、第二百二十四条の九、第二百三十四条第二項、第二百三十九条第一項第三号、第四百二十二条、第四百四十六条第三項並びに第四百四十八条の改正規定並びに同法附則第十五条を削る改正規定、第十条の規定（第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定（第二号及び第四号）に掲げる改正規定を除く。）並びに第十二条、第十五条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十二條、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十二条から第三十五条まで及び第三十七条の規定、附則第三十九条中地方自治法別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、附則第四十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十二の三の項の改正規定並びに同法別表第二及び別表第四の改正規定、附則第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定、附則第四十八条中医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）第六條の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定並びに附則第

に附則第四十九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

八 〔略〕

(検討)

第二条 政府は、第三項に規定する高額療養費等の制度の改革については同項の規定によるほか、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を実現する観点から、社会経済情勢の変化及び社会の要請に対応し、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内の負担の公平性の確保を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 〔略〕

3 政府は、高額療養費等（医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（附則第十五条第一項において「医療保険各法」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）の規定により支給される高額療養費（同号及び同項第二号において「高額療養費」という。）及び高額介護合算療養費（同項第三号において「高額介護合算療養費」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の制度に関して、前条第五号に掲げる改正規定による改正後の医療保険各法等の高額療養費等に係る規定の趣旨を踏まえ、令和九年八月一日までに、次に

四十九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七 〔略〕

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を実現する観点から、社会経済情勢の変化及び社会の要請に対応し、必要な保険給付等の適切な実施並びに世代間及び世代内の負担の公平性の確保を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 〔略〕

〔新設〕

掲げる基本方針に基づき、全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響を把握するため、次に掲げる事項についての調査を行うこと。

イ 高額療養費等の支給を受ける者の給与その他の収入の状況及び当該収入の変動状況

ロ 高額療養費等の支給を受ける者の子等の扶養に係る支出、とりわけ教育費に係る支出その他の支出の状況

ハ 高額療養費等の支給を受ける者の療養等の状況その他の生活の実態

二 高額療養費等の支給を受ける者の収入の状況その他の状況に応じ、きめ細かく、かつ、高額療養費等の支給を受ける者の利便性に配慮した支給要件、支給額、支給方法等とすること。

三 高額療養費等の支給要件、支給額その他高額療養費等の支給に関する事項を定めるに当たっては、次に定めるところによる手続をとるものとする。

イ 社会保障審議会の意見を聴くこと。

ロ イの手続において、あらかじめ高額療養費等の支給額の算定に関する資料その他の必要な資料を提示して、高額療養費等の支給を受ける者、高額療養費等に係る医療に従事する者、高額療養費等に関して学識経験を有する者その他関係者

の意見を聴くための措置を講ずること。

4| 政府は、前項の規定による措置が講じられるまでの間における高額療養費等の制度に関し、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 一| 月間の自己負担限度額（月間の高額療養費の支給額の算定に当たり一部負担金等の額（健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額その他の医療保険各法等に規定するこれに相当する額をいう。次号及び第三号において同じ。）を合算した額から控除することとなる額をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る所得区分については、令和七年八月における月間の自己負担限度額に係る所得区分より細分化した所得区分ごとに定めることとし、当該所得区分ごとの月間の自己負担限度額のうち療養に要した費用の額に基づき算定される部分を除いたもの（以下この号において「月間の自己負担限度額の水準」という。）については、同月における月間の自己負担限度額の水準におおむね百分の百七（地方税法の規定による市町村民税が課されない者等に係るものにあつては、おおむね百分の百四・五）を乗じて得た額を超えない範囲内とすること。
- 二| 年間における一部負担金等の額（高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額。以下この号及び次号において同じ。）を合算した額が一定の額を超える場合に年間の高額療養費を支給する制度を設けることとし、当該制度に係る年間の自己負担限度額（当該高額療養費の

〔新設〕

支給額の算定に当たり年間における一部負担金等の額を合算した額から控除することとなる額をいう。同号において同じ。）については、令和七年八月における多数回該当の特例制度（月間の高額療養費を一定の月数以上支給された者に係る月間の自己負担限度額を引き下げ下げる制度をいう。）の適用により引き下げられた月間の自己負担限度額に十二を乗じて得た額を超えない範囲内において、同月における月間の自己負担限度額に係る所得区分より細分化した所得区分ごとに定めること。

三 高額介護合算療養費に係る自己負担限度額（高額介護合算療養費の支給額の算定に当たり年間における一部負担金等の額並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）を合算した額から控除することとなる額をいう。）については、年間の自己負担限度額に係る所得区分及び当該所得区分ごとの年間の自己負担限度額を踏まえて定めること。

5| 前三項に定める事項のほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について

3| 前項に定める事項のほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について

検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中央社会保険医療協議会への諮問等に係る準備行為)

### 第三条 [略]

#### 2 [略]

3 厚生労働大臣は、第二条の規定による改正後の健康保険法(以下「第七号新健康保険法」という。)第九十八条の十第一項(第七号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。)、第九十八条の十一若しくは第九十八条の十三第一項(第七号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。)、又は第七号新健康保険法第九十八条の二第二項(第七号新健康保険法第四百九十九条において準用する場合を含む。)(の定めをしようとするときは、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日(以下「第七号施行日」という。))前においても、第七号新健康保険法第九十八条の十七第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第四条の規定による改正後の船員保険法(以下「第七号新船員保険法」という。)(第六十八条の三第二項(第七号新船員保険法第七十九条の二三項において準用する場合を含む。))の厚生労働省令及び第六条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「第七号新国

検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中央社会保険医療協議会への諮問等に係る準備行為)

### 第三条 [略]

#### 2 [略]

3 厚生労働大臣は、第二条の規定による改正後の健康保険法(以下「第六号新健康保険法」という。)(第九十八条の十第一項(第六号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。))、第九十八条の十一若しくは第九十八条の十三第一項(第六号新健康保険法第九十八条の二十四第二項、第一百十二条の二三項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。))、又は第六号新健康保険法第九十八条の二第二項(第六号新健康保険法第四百九十九条において準用する場合を含む。)(の定めをしようとするときは、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。))前においても、第六号新健康保険法第九十八条の十七第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第四条の規定による改正後の船員保険法(以下「第六号新船員保険法」という。)(第六十八条の三第二項(第六号新船員保険法第七十九条の二三項において準用する場合を含む。))の厚生労働省令及び第六条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「第六号新国

民健康保険法」という。)第五十四条の六第二項の厚生労働省令を定めようとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第七号新健康保険法第九十八条の五において準用する第七号新健康保険法第七十条第一項、第七十条の二第二項又は第七十二条第一項の厚生労働省令(分娩の<sup>べん</sup>手当に係る事項に限る。)を定めようとするときは、第七号施行日前においても、第七号新健康保険法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第七号新船員保険法第六十八条の三第四項において準用する第七号新船員保険法第五十四条第二項の厚生労働省令(分娩の<sup>べん</sup>手当に係る事項に限る。)及び第七号新国民健康保険法第五十四条の六第三項において準用する第七号新国民健康保険法第四十条第二項の厚生労働省令(分娩の<sup>べん</sup>手当に係る事項に限る。)を定めようとするときも、同様とする。

(指定助産所の指定に係る準備行為)

第四条 第七号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けようとする助産所は、第七号施行日前においても、第七号新健康保険法第九十八条の六第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第七号施行日前においても、第七号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号、第九十八条の六第二項、第九十八条の七、第九十八

民健康保険法」という。)第五十四条の六第二項の厚生労働省令を定めようとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第六号新健康保険法第九十八条の五において準用する第六号新健康保険法第七十条第一項、第七十条の二第二項又は第七十二条第一項の厚生労働省令(分娩の<sup>べん</sup>手当に係る事項に限る。)を定めようとするときは、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。第六号新船員保険法第六十八条の三第四項において準用する第六号新船員保険法第五十四条第二項の厚生労働省令(分娩の<sup>べん</sup>手当に係る事項に限る。)及び第六号新国民健康保険法第五十四条の六第三項において準用する第六号新国民健康保険法第四十条第二項の厚生労働省令(分娩の<sup>べん</sup>手当に係る事項に限る。)を定めようとするときも、同様とする。

(指定助産所の指定に係る準備行為)

第四条 第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けようとする助産所は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の六第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号、第九十八条の六第二項、第九十八条の七、第九十八

条の十七第二項及び第九十八条の十八の規定の例により、指定を  
することができる。この場合において、当該指定は、第七号施行  
日において同号の規定によりされたものとみなす。

3・4 [略]

(登録助産師の登録に係る準備行為)

第五条 第七号新健康保険法第九十八条の四の登録を受けようとする  
助産師は、第七号施行日前においても、第七号新健康保険法第  
九十八条の十二第一項の規定の例により、その申請を行うことが  
できる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第  
七号施行日前においても、第七号新健康保険法第九十八条の四、  
第九十八条の十二第二項及び第三項並びに第九十八条の十八の規  
定の例により、登録をすることができる。この場合において、当  
該登録は、第七号施行日において第七号新健康保険法第九十八条  
の四の規定によりされたものとみなす。

3・4 [略]

(国民健康保険法の一部改正に伴う準備行為)

第六条 国民健康保険団体連合会は、第七号施行日前においても、  
第七号新国民健康保険法第八十五条の三第一項に規定する分娩費  
の請求に関する審査及び支払並びに出産時一時金の支払に関する  
業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

条の十七第二項及び第九十八条の十八の規定の例により、指定を  
することができる。この場合において、当該指定は、第六号施行  
日において同号の規定によりされたものとみなす。

3・4 [略]

(登録助産師の登録に係る準備行為)

第五条 第六号新健康保険法第九十八条の四の登録を受けようとする  
助産師は、第六号施行日前においても、第六号新健康保険法第  
九十八条の十二第一項の規定の例により、その申請を行うことが  
できる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第  
六号施行日前においても、第六号新健康保険法第九十八条の四、  
第九十八条の十二第二項及び第三項並びに第九十八条の十八の規  
定の例により、登録をすることができる。この場合において、当  
該登録は、第六号施行日において第六号新健康保険法第九十八条  
の四の規定によりされたものとみなす。

3・4 [略]

(国民健康保険法の一部改正に伴う準備行為)

第六条 国民健康保険団体連合会は、第六号施行日前においても、  
第六号新国民健康保険法第八十五条の三第一項に規定する分娩費  
の請求に関する審査及び支払並びに出産時一時金の支払に関する  
業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

第七条 市町村（特別区を含む。附則第二十一条において同じ。）又は国民健康保険組合は、第七号新国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例又は規約の制定又は改正その他の行為については、第七号施行日前においても行うことができる。

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正に伴う準備行為）

第九条 社会保険診療報酬支払基金は、第七号施行日前においても、第十六条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第十二号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条・第十一条 [略]

第十二条 第一条の規定（附則第一条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の健康保険法第三条第一項（第八号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）及び第二百四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申出をする場合について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険

第七条 市町村（特別区を含む。附則第二十一条において同じ。）又は国民健康保険組合は、第六号新国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例又は規約の制定又は改正その他の行為については、第六号施行日前においても行うことができる。

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正に伴う準備行為）

第九条 社会保険診療報酬支払基金は、第六号施行日前においても、第十六条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第十二号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条・第十一条 [略]

第十二条 第一条の規定（附則第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の健康保険法第三条第一項（第八号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）及び第二百四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申出をする場合について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法第三条第

法第三条第一項の承認に係る申請を行う場合については、なお従前の例による。

第十三条 第七号施行日から起算して三年が経過する日までの間に指定助産所（第七号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下この条において同じ。）の管理者となる登録助産師（第七号新健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下この条において同じ。）については、第七号新健康保険法第九十八条の十一第一項第二号の規定は、当該登録助産師が当該指定助産所の管理者となる日から三年が経過する日までの間（当該者が引き続き当該指定助産所の管理者である間に限る。）は、適用しない。

第十四条 健康保険の被保険者若しくは被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者（次条第一項において「一年以上被保険者であった者」という。）又は被扶養者が第七号施行日前にした出産については、第七号新健康保険法の規定（分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。）は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法の規定（出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に関するものに限

一項の承認に係る申請を行う場合については、なお従前の例による。

第十三条 第六号施行日から起算して三年が経過する日までの間に指定助産所（第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号に規定する指定助産所をいう。以下この条において同じ。）の管理者となる登録助産師（第六号新健康保険法第九十八条の四に規定する登録助産師をいう。以下この条において同じ。）については、第六号新健康保険法第九十八条の十一第一項第二号の規定は、当該登録助産師が当該指定助産所の管理者となる日から三年が経過する日までの間（当該者が引き続き当該指定助産所の管理者である間に限る。）は、適用しない。

第十四条 健康保険の被保険者若しくは被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者（次条第一項において「一年以上被保険者であった者」という。）又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新健康保険法の規定（分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。）は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法の規定（出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に関するものに限

る。)の例による。

第十五条 健康保険の被保険者若しくは一年以上被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設(第二条の規定の施行の際現に存する病院若しくは診療所(分娩を取り扱うもの)に限り、第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所を除く。)又は現に存する助産所であつて、当該病院若しくは診療所の開設者又は当該助産所の開設者が、第七号施行日以後に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、この法律による改正前の医療保険各法に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給(これらに相当する給付を含む。)に關し厚生労働省令で定める事項の届出をしたものをいう。以下同じ。)又は第二条の規定の施行の際現に存する同項第二号若しくは第三号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものであつて、同条の規定による改正前の同法第一条、第一百六条、第一百四十四条、第三十七条及び第四百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金(第四項において「旧出産育児一時金等」という。)に係る分娩の相当を行うものとして健康保険組合の規約の分娩の相当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、第七号新健康保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家族出産時一時金及び特別分娩費の支給に關するものに限る。)は適用せず、第二条の規定による改正前の健康

る。)の例による。

第十五条 健康保険の被保険者若しくは一年以上被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設(第二条の規定の施行の際現に存する病院若しくは診療所(分娩を取り扱うもの)に限り、第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所を除く。)又は現に存する助産所であつて、当該病院若しくは診療所の開設者又は当該助産所の開設者が、第六号施行日以後に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、この法律による改正前の医療保険各法(高齢者の医療の確保に關する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。)に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給(これらに相当する給付を含む。)に關し厚生労働省令で定める事項の届出をしたものをいう。以下同じ。)又は第二条の規定の施行の際現に存する健康保険法第六十三条第三項第二号若しくは第三号に掲げる病院若しくは診療所(分娩を取り扱うものであつて、第二条の規定による改正前の同法第一条、第一百六条、第一百四十四条、第三十七条及び第四百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金(第四項において「旧出産育児一時金等」という。)に係る分娩の相当を行うものとして健康保険組合の規約の分娩の相当に係る事項において定めるものに限る。)においてした出産については、当分の間、第六号新健康保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費、家

保険法第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第七号新健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第七号新健康保険法第百五十二条の二及び第百五十二条の五の規定の適用については、第七号新健康保険法第百五十二条の二中「特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」とあるのは「特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下この条及び第百五十二条の五において「出産育児一時金等」という。）」と、「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要する費用について

族出産時一時金及び特別分娩費の支給に関するものに限る。）は適用せず、第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による改正前の健康保険法第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第六号新健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新健康保険法第百五十二条の二及び第百五十二条の五の規定の適用については、第六号新健康保険法第百五十二条の二中「特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）」とあるのは「特別分娩費（第百四十五条の二第四項において準用する第百三十四条の二第六項又は第七項の規定により支給される分娩の手当に要した費用に相当する金額を含む。）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条、第百六条、第百十四条、第百三十七条及び第百四十四条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下この条及び第百五十二条の五において「出産育児一時金等」という。）」と、「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要する費用について

ては、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る」と、第七号新健康保険法第五十二条の五中「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要した費用については、健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特例分娩取扱施設が特例分娩取扱施設でなくなることを希望するとき、当該特例分娩取扱施設の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨の届出をするものとする。ただし、特例分娩取扱施設である助産所が第七号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けたときは、当該届出をしたものとみなす。

4 第一項に規定する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所において、これらが行う旧出産育児一時金等に係る分娩の手当に関し、健康保険組合の規約の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産育児一時金等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその病院又は診療所においてした出産については、第七号新健康保険法の規定を適用する。

ては、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る」と、第六号新健康保険法第五十二条の五中「に限る」とあるのは「に限り、出産育児一時金等の支給に要した費用については、健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の第百一条の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特例分娩取扱施設が特例分娩取扱施設でなくなることを希望するとき、当該特例分娩取扱施設の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨の届出をするものとする。ただし、特例分娩取扱施設である助産所が第六号新健康保険法第九十八条の二第一項第一号の指定を受けたときは、当該届出をしたものとみなす。

4 第一項に規定する健康保険法第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所において、これらが行う旧出産育児一時金等に係る分娩の手当に関し、健康保険組合の規約の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産育児一時金等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその病院又は診療所においてした出産については、第六号新健康保険法の規定を適用する。

第十六条 前条第一項の届出は、第七号施行日前においても、同項の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該届出は、第七号施行日においてされたものとみなす。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 [略]

第十八条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が第七号施行日前にした出産については、第七号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法の規定(出産育児一時金及び家族出産育児一時金に関するものに限る。)の例による。

第十九条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第七号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第七号新船員保

第十六条 前条第一項の届出は、第六号施行日前においても、同項の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該届出は、第六号施行日においてされたものとみなす。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 [略]

第十八条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第六号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法の規定(出産育児一時金及び家族出産育児一時金に関するものに限る。)の例による。

第十九条 船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新船員保険法の規定(分娩費、出産時一時金、家族分娩費及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の船員保険法第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、第六号新船員保

險法による保険給付とみなす。この場合において、第七号新船員保険法第百十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「家族分娩費及び家族出産時一時金」とあるのは「家族分娩費及び家族出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 〔略〕

第二十一条 第五条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法第八条及び第二十一条の規定は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険又は国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者が国

險法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新船員保険法第百十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「家族分娩費及び家族出産時一時金」とあるのは「家族分娩費及び家族出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条及び第八十一条に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第七十三条第一項の政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 〔略〕

第二十一条 第五条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法第八条及び第二十一条の規定は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険又は国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者が国

民健康保険法第六条第一号から第八号までのいずれかに該当するに至った日（以下この条において「資格喪失に係る事由が生じた日」という。）が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第六号施行日」という。）以後である場合について適用し、資格喪失に係る事由が生じた日が第六号施行日前である場合については、なお従前の例による。

第二十二條 国民健康保険の被保険者が第七号施行日前にした出産については、第七号新国民健康保険法の規定（分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法の規定（出産育児一時金の支給に関するものに限る。）の例による。

第二十三條 国民健康保険の被保険者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第七号新国民健康保険法の規定（分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項に規定する出産育児一時金は、第七号新国民健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第七号新国民健康保険法第七十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「分娩費及び出産時一

民健康保険法第六条第一号から第八号までのいずれかに該当するに至った日（以下この条において「資格喪失に係る事由が生じた日」という。）が附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第五号施行日」という。）以後である場合について適用し、資格喪失に係る事由が生じた日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

第二十二條 国民健康保険の被保険者が第六号施行日前にした出産については、第六号新国民健康保険法の規定（分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法の規定（出産育児一時金の支給に関するものに限る。）の例による。

第二十三條 国民健康保険の被保険者が特例分娩取扱施設においてした出産については、当分の間、第六号新国民健康保険法の規定（分娩費及び出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第六条の規定による改正前の国民健康保険法第五十八条第一項に規定する出産育児一時金は、第六号新国民健康保険法による保険給付とみなす。この場合において、第六号新国民健康保険法第七十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「分娩費及び出産時一

時金」とあるのは「分娩費及び出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用については、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第一条の政令で定める金額（健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第七条の規定（附則第一条第七号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方税法第七百三条の四及び第七百三条の五の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険税につ

時金」とあるのは「分娩費及び出産時一時金並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金」と、「に限る」とあるのは「に限り、健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用については、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第一条の政令で定める金額（健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による改正前の第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の健康保険法第一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第七条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方税法第七百三条の四及び第七百三条の五の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険税につ

て適用し、令和八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 [略]

第二十六条 附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定の適用がある場合における第八条の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「支給を含む。」とあるのは、「支給を含む。」並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第号)附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給」とする。

第二十七条 第九条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第三百三十八条の二の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に第九条の規定による改正後の同法第三百三十八条の二第一項の表の中欄に掲げる規定により同表の下欄に掲げる書類を提出すべき場合に該当することとなる場合について適用

て適用し、令和八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 [略]

第二十六条 附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定の適用がある場合における第八条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「支給を含む。」とあるのは、「支給を含む。」並びに健康保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第号)附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給」とする。

第二十七条 第九条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第三百三十八条の二の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に第九条の規定による改正後の同法第三百三十八条の二第一項の表の中欄に掲げる規定により同表の下欄に掲げる書類を提出すべき場合に該当することとなる場合について適用

する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 [略]

第二十九条 国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者(次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。)又は被扶養者が第七号施行日前にした出産については、第十条の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)による改正後の国家公務員共済組合法(次条及び附則第三十四条において「第七号新国共済法」という。)の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(次条第一項及び第二項並びに附則第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項において「旧国共済法」という。)の規定(出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十条 国家公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十条の規定の施行の際現に存する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつ

する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 [略]

第二十九条 国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者(次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)による改正後の国家公務員共済組合法(次条及び附則第三十四条において「第六号新国共済法」という。)の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(次条第一項及び第二項並びに附則第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項において「旧国共済法」という。)の規定(出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十条 国家公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十条の規定の施行の際現に存する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関(分娩を取り扱うものであつ

て、旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費（第三項において「旧出産費等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、第七号新国共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、旧国共済法第六十一条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費は、第七号新国共済法による短期給付とみなす。この場合において、第七号新国共済法第九十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（）」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定（同法附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（）」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（）」を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

て、旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費（第三項において「旧出産費等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、第六号新国共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、旧国共済法第六十一条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費は、第六号新国共済法による短期給付とみなす。この場合において、第六号新国共済法第九十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（）」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（）」と、「に限る」とあるのは「に限り、同法附則第三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十条の規定による改正前の第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（）」を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第七号新国共済法の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 [略]

第三十二条 地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者(次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。)又は被扶養者が第七号施行日前にした出産については、第十一条の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「第七号新地共済法」という。)の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(次条第一項及び第二項において「旧地共済法」という。)の規定(出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

3 第一項に規定する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、国家公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新国共済法の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 [略]

第三十二条 地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者(次条第一項において「一年以上組合員であった者」という。)又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十一条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において「第六号新地共済法」という。)の規定(分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。)は適用せず、第十一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(次条第一項及び第二項において「旧地共済法」という。)の規定(出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。)の例による。

第三十三条 地方公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十一条の規定の施行の際現に存する地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものであって、旧地共済法第六十三条に規定する出産費及び家族出産費（第三項において「旧出産費等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、第七号新地共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、旧地共済法第六十三条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧地共済法第六十三条に規定する出産費及び家族出産費は、第七号新地共済法による短期給付とみなす。この場合において、第七号新地共済法第百十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一条の規定（同法附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第六十三条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（」と、「に限る」とあるの

第三十三条 地方公務員共済組合の組合員若しくは一年以上組合員であった者又は被扶養者が特例分娩取扱施設又は第十一条の規定の施行の際現に存する地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関（分娩を取り扱うものであって、旧地共済法第六十三条に規定する出産費及び家族出産費（第三項において「旧出産費等」という。）に係る分娩の手当を行うものとして地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項において定めるものに限る。）においてした出産については、当分の間、第六号新地共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、旧地共済法第六十三条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧地共済法第六十三条に規定する出産費及び家族出産費は、第六号新地共済法による短期給付とみなす。この場合において、第六号新地共済法第百十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第六十三条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（」と、「に限る」とあるの

は「に限り、同法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一条の規定による改正前の第六十三条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第七号新地共済法の規定を適用する。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上加入者であった者（次条第一項において「一年以上加入者であった者」という。）又は被扶養者が第七号施行日前にした出産については、第十二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（次条において「新私学共済法」という。）第二十五条において準用する第七号新国共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第十二条の

は「に限り、同法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十一条の規定による改正前の第六十三条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用については、同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関において、これらが行う旧出産費等に係る分娩の手当に関し、地方公務員共済組合の定款の分娩の手当に係る事項の変更によりこれらが当該旧出産費等に係る分娩の手当を行うものでなくなったときは、当該変更の日以後にその医療機関においてした出産については、第六号新地共済法の規定を適用する。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上加入者であった者（次条第一項において「一年以上加入者であった者」という。）又は被扶養者が第六号施行日前にした出産については、第十二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（次条において「新私学共済法」という。）第二十五条において準用する第六号新国共済法の規定（分娩費、家族分娩費、出産時一時金及び家族出産時一時金の支給に関するものに限る。）は適用せず、第十二条の

規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条第一項及び第二項において「旧私学共済法」という。）第二十五条において準用する旧国共済法の規定（出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。）の例による。

### 第三十五条 「略」

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧私学共済法第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費は、新私学共済法による短期給付とみなす。この場合において、新私学共済法第三十四条の第二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（一）とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十二条の規定による改正前の第二十五条（以下この項において「なお効力を有する第二十五条」という。）において読み替えて準用する同法第十条の規定（同法附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「旧国共済法」という。）第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（一）と、「同法第六十二条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法第六十二条第一項」と、「に限る」とあるのは「に限り、なお効力を有する第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支

規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条第一項及び第二項において「旧私学共済法」という。）第二十五条において準用する旧国共済法の規定（出産費及び家族出産費の支給に関するものに限る。）の例による。

### 第三十五条 「略」

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧私学共済法第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費は、新私学共済法による短期給付とみなす。この場合において、新私学共済法第三十四条の第二第一項の規定の適用については、同項中「の支給に要する費用（一）とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十二条の規定による改正前の第二十五条（以下この項において「なお効力を有する第二十五条」という。）において読み替えて準用する同法第十条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「旧国共済法」という。）第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用（一）と、「同法第六十二条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法第六十二条第一項」と、「に限る」とあるのは「に限り、なお効力を有する第二十五条において読み替えて準用する旧国共済法第六十一条に規定する出産費及び家族出産費の支

給に要する費用については、同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十七条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における第七号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等の一部改正に伴う調整規定）

第四十九条 医療法等の一部を改正する法律附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日が第七号施行日前である場合には、前条（同法第六条の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定に限る。）の規定は適用しない。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

給に要する費用については、同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十七条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第十五条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における第六号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等の一部改正に伴う調整規定）

第四十九条 医療法等の一部を改正する法律附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日が第六号施行日前である場合には、前条（同法第六条の改正規定（「出産育児交付金」を「出産交付金」に改める部分に限る。）並びに同法第十条及び第十一条の改正規定に限る。）の規定は適用しない。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

とする。

附則第一条 第七号		[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

とする。

附則第一条 第六号		[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]